

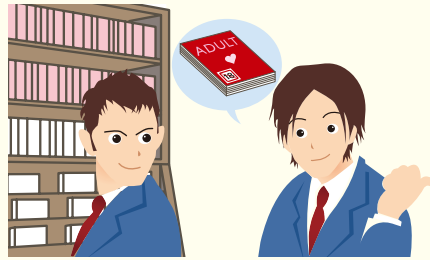
図書類の販売、貸出を行う店主のみなさまへ

有害図書類の販売等の制限

条例第21条 第3項

図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を青少年に販売したり、貸し付けたり、閲覧させたりしてはけません。

- 青少年に対して有害図書の販売等をしないでください。
- 有害図書等の区分陳列を徹底してください。



罰則 違反した者は、**30万円以下**の罰金

有害図書類とは

図書類(書籍、雑誌、写真、ビデオテープ、CD-ROM、DVD等)で、

- ①知事により青少年に有害であると指定されたもの(個別指定)
- ②一定の基準を超える内容及び分量の性表現を有するもの(包括指定)

①個別指定

青少年の
性的感情を刺激
粗暴性や残虐性を助長
するような図書類

知事による指定

②包括指定

書籍または雑誌で、
卑わいな姿態等の**写真**を掲載したもの
(1枚でもあれば有害図書類になります。)
卑わいな姿態等の**絵**を掲載するページが10以上または総ページ数の10分の1以上であるもの
ビデオテープ、CD-ROM、DVD等で、
卑わいな姿態等の**場面**が合計3分以上または10場面以上あるもの

卑わいな姿態等とは

全裸、半裸または、これらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む)

- ・陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
- ・自慰の姿態
- ・愛撫の姿態
- ・排泄の姿態
- ・緊縛の姿態

性交または、これに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの(陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む)

- ・男女の性交
- ・同性間の性行為
- ・強姦その他のりよう辱行為
- ・変態性欲に基づく性行為

有害図書類

有害図書類の区分陳列

条例第21条の2

有害図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を陳列するときは、他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。

区分陳列の例



青少年への販売等を禁止する掲示

条例第21条の2

上記の例のように区分陳列をするとともに、有害図書類の陳列の場所に見えやすいように、青少年に販売したり、閲覧させたりすることが禁止されている旨の掲示をしなければなりません。

青少年制限の掲示の一例
(よく見える大きさの文字を使用する)

成人コーナー

奈良県青少年の健全育成に関する条例により、18歳未満の方は、購入・閲覧することはできません。

ポイント! 有害図書類の指定方式は2種類あります。(個別指定と包括指定)
・包括指定の場合、基準を超える図書類は、市場に出た時点で有害図書類とみなされます。
この場合、有害図書類に該当するかどうかは事業者のみなさまが判断しなければなりません。

ポイント! 区分陳列の方法は複数考えられます。上の例を参考に、それぞれの店舗に最適な方法をとってください。
・いずれの陳列方法をとる場合も、青少年への販売等が禁止されている旨の掲示をしてください。